

# 青森県報

第二千六百五十九号

平成十八年  
七月二十八日  
(金曜日)

## 目 次

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	民生生活課	一
右 同	同	一
右 同	同	一
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表	(障害福祉課)	二
建設業者の許可の取消し	(中南部地域)	二
右 同	(県民局)	二
右 同	(十和田県土)	三
右 同	(整備事務所)	三
公安委員会		三
警備員等の検定の実施	(生活安全課)	三
警備員指導教育責任者講習(特例措置講習)の実施	(同)	四
公営企業		六
青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程	(公営企業課)	六
雑 報		
青森県市町村職員共済組合公告	(市興町課)	六

## 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者地域生活支援センターぴあ

三 代表者の氏名

高橋 等

四 主たる事務所の所在地

八戸市東白山台三丁目二の二五

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市及び周辺市町村の知的障害者、身体障害者や高齢者に対し、地域生活をするために必要とされる生活支援を行い、福祉の向上と自立に寄与することによって、誰もが住みよい社会を目指すことを目的とする。

~~~~~  
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年七月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アシスト

三 代表者の氏名  
夏堀 市太郎

四 主たる事務所の所在地  
三戸郡南部町大字下名久井字青柳四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、名川町及び近隣市町村民に対して、介護サービスに関する事業を行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日  
平成十八年七月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人リベロ津軽スポーツクラブ

三 代表者の氏名  
松宮 隆治

四 主たる事務所の所在地  
青森県弘前市

五 定款に記載された目的

この法人は、地域のスポーツクラブとして地域住民に対して、スポーツの振興とサッカーを通じた子供の健全育成に関する事業を行い、明るく健康的でスポーツの

盛んな地域の創造に寄与することを目的とする。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十八年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|                  |         |     |            |    |         |       |         |
|------------------|---------|-----|------------|----|---------|-------|---------|
| 適合証交付に係る公共的施設の名称 | お仏壇の一心堂 | 所在地 | 弘前市大字森町二の一 | 種類 | 物品販売用店舗 | 交付年月日 | 平成十六年七月 |
|------------------|---------|-----|------------|----|---------|-------|---------|

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社サンテツ

二 代表者の氏名 小枝 英夫

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字松森町一三三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五六二八号

五 取消年月日 平成十八年七月十日

六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ミウラ創建

二 氏名 三浦 敏明

三 主たる営業所の所在地 十和田市東十一番町一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第五〇〇一九六号

五 取消年月日 平成十八年六月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年一月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 三協ハウジング

二 氏名 田中 正博

三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字七戸四の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第五〇〇一八六号

五 取消年月日 平成十八年六月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第七十三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成十八年七月二十八日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成十八年十一月二日（木） 午前九時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

## 五 検定の方法及び内容

## 1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

## 2 内容

## (一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること。
- (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (二) 実技試験

- (1) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 六 検定申請の手続き

## 1 検定申請の受付期間及び受付時間

## (一) 受付期間

平成十八年九月一日(金)から同月二十九日(金)までの間(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に規定する行政機関の休日を除く。)

## (二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

## (三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

## 2 検定申請書の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

- (二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課

## 又は刑事生活安全課

## 3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

## 4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等)一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

## 5 受検手数料

一万六千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

## 七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

## 八 その他

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
- 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
- 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

## 九 検定申請に関する問い合わせ先

- 1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課  
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

- 2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

## 青森県公安委員会告示第七十四号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年国家公安委員会規則第十八号)附則第二条の規定に基づき、警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)による改正前の警備業法第十一条の三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下

「旧資格者証」という。( )を有する者に対する警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号、以下「講習規則」という。)(第一条の規定により公示する。

平成十八年七月二十八日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 講習の区分、実施期間等

| 講習の区分                                                    | 実施期間                            | 実施時間            |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------------|
| 警備業法(昭和四十七年法律第十七号、以下「法」という。)(第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習 | 平成十八年九月二十五日(月)から同月二十八日(木)までの四日間 | 午前九時から午後四時五十分まで |
| 法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る特例措置講習                             | 平成十八年十月二日(月)から同月四日(水)までの三日間     | 午前九時から午後四時まで    |

二 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

各講習五十人(予定)

四 受講対象者

旧資格者証を有する者であつて、現に本特例措置講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者若しくは選任される予定の者

五 受講申込みの手續き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間及び受付時間

| 講習の区分                        | 受付期間                                         | 受付時間           |
|------------------------------|----------------------------------------------|----------------|
| 法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習 | 平成十八年八月二十三日(水)から同月二十九日(火)までの間(行政機関の休日に関する法律) | 午前九時から午後五時までの間 |

(二) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

次に掲げる区分により申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)( の生活安全課又は刑事生活安全課
- (二) 青森県外に住所を有する者は、青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)( の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通に、旧資格者証の写しを添付すること。)

5 受講手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

- (一) 法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習 二万三千元
- (二) 法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る特例措置講習 一万四千元

6 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

7 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

|                              |                           |                                  |                |
|------------------------------|---------------------------|----------------------------------|----------------|
| 法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習 | 平成十八年九月四日(月)から同月八日(金)までの間 | (昭和六十三年法律第九十一号)に規定する行政機関の休日を除く。) | 午前九時から午後五時までの間 |
|------------------------------|---------------------------|----------------------------------|----------------|



2 受講者は、筆記用具を持参すること。  
八 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話〇一七 七二三 四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

### 公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第十一号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「休暇簿（第一号様式）に記入して」を削り、同条第二項、第四項及び第六項中「休暇簿（第一号様式之二）に記入して」を削る。

第二十三条の二第一項中「休暇簿（第一号様式之三）に記入して」を削る。

第二十六条から第二十八条までを次のように改める。

第二十六条から第二十八条まで 削除

第三十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員の時間外勤務及び休日勤務は、統合庶務システム（通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。以下同じ。）を使用して知事の命令を受けてすることができる。

第三十九条第一項中「を知事に提出し」を「により知事に届け出」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、職員は、統合庶務システムを使用して前二項の規定による届出等を行うことができる。

第一号様式を次のように改める。  
第4号様式 第5号様式

第一号様式之二及び第一号様式之三を削る。

第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第4号様式及び第5号様式

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 雑 報

青森県市町村職員共済組合公告

青森県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成十七年度決算の要旨を公告する。

平成十八年七月二十八日

青森県市町村職員共済組合理事長 中 野 肇 司

## 平成17年度決算の要旨

## 1 組合に属する地方公共団体等

| 市  | 町  | 村 | 一部事務<br>組合等 | 合計 |
|----|----|---|-------------|----|
| 10 | 22 | 8 | 40          | 80 |

## 2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

| 組合員の種別       | 一般      | 市町村長    | 特定消防    | 継続長期 | 任意継続    | 合計      |
|--------------|---------|---------|---------|------|---------|---------|
| 組合員数(人)      | 19,378  | 38      | 2,416   | 0    | 767     | 22,599  |
| 給料月額(百万円)    | 6,693   | 23      | 784     | 0    | 234     | 7,734   |
| 一人当たり給料月額(円) | 345,410 | 605,013 | 324,753 | 0    | 305,058 | 343,576 |

## 3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位:人)

| 経理単位 | 業務 | 保健 | 宿泊 | 貯金 | 貸付 | 物資 | 計  |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 人員   | 24 | 12 | 3  | 2  | 6  | 1  | 48 |

## 4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

| 科 目          | 短 期        | 長 期         | 業 務     | 保 健     | 宿 泊       | 貯 金        | 貸 付       | 物 資     | 基礎年金支払    |
|--------------|------------|-------------|---------|---------|-----------|------------|-----------|---------|-----------|
| (収 入)        |            |             |         |         |           |            |           |         |           |
| 負担金          | 5,826,289  | 17,494,923  | 171,603 | 313,056 |           |            |           |         |           |
| 掛金           | 5,803,840  | 10,013,559  |         | 304,436 |           |            |           |         |           |
| 施設収入・商品売上    |            |             |         | 20,491  | 553,923   |            |           |         |           |
| 基礎年金交付金      |            | 2,528,225   |         |         |           |            |           |         |           |
| 基礎年金国庫金      |            |             |         |         |           |            |           |         | 1,517,229 |
| 組合員貸付金利息     |            |             |         |         |           |            | 556,307   |         |           |
| 受託商品手数料      |            |             |         |         |           |            |           | 12,167  |           |
| 利息及び配当金      | 1          | 6,460,648   | 1,300   | 12,021  |           | 2,265,476  | 2,742     |         |           |
| その他収入        | 601,821    | 158,702     | 115     | 10,260  | 44,338    | 4,114      | 126,675   |         |           |
| 他経理から繰入金     |            |             | 82,417  |         | 227,712   |            |           |         |           |
| 前年度繰越支払準備金   | 1,068,506  |             |         |         |           |            |           |         |           |
| 前年度繰越長期給付積立金 |            | 218,822,837 |         |         |           |            |           |         |           |
| 計            | 13,300,457 | 255,478,894 | 255,435 | 660,264 | 825,973   | 2,269,590  | 685,724   | 12,167  | 1,517,229 |
| (支 出)        |            |             |         |         |           |            |           |         |           |
| 給付金          | 6,538,324  | 24,579,527  |         |         |           |            |           |         |           |
| 役職員給与        |            |             | 171,849 | 113,238 | 10,823    | 20,824     | 43,092    | 3,595   |           |
| 旅費・事務費       |            |             | 16,709  | 4,390   | 1,312     | 8,359      | 8,362     | 665     |           |
| 商品仕入         |            |             |         | 1,929   | 797       |            |           |         |           |
| 飲食材料費        |            |             |         | 1,321   | 108,656   |            |           |         |           |
| 委託費          |            |             | 8,701   |         | 294,428   |            |           |         |           |
| 支払利息         |            |             |         | 400     | 36,172    | 752,705    | 459,097   | 3,990   |           |
| 連合会払込金       | 197,143    | 1,412,565   |         |         |           |            | 27,753    |         |           |
| 老人保健拠出金      | 2,240,073  |             |         |         |           |            |           |         |           |
| 退職者給付拠出金     | 1,834,747  |             |         |         |           |            |           |         |           |
| 基礎年金拠出金負担金   |            | 7,647,332   |         |         |           |            |           |         |           |
| 基礎年金         |            |             |         |         |           |            |           |         | 1,514,892 |
| 他経理へ繰入金      | 31,648     | 50,769      |         | 227,712 |           |            |           |         |           |
| その他支出        | 1,310,299  | 21          | 86,422  | 338,182 | 361,240   | 10,794     | 143,031   | 5,493   | 2,337     |
| 次年度繰越支払準備金   | 1,057,501  | 1,310       |         |         |           |            |           |         |           |
| 次年度繰越長期給付積立金 |            | 221,787,370 |         |         |           |            |           |         |           |
| 計            | 13,209,735 | 255,478,894 | 283,681 | 687,172 | 813,428   | 792,682    | 681,335   | 13,743  | 1,517,229 |
| 差引当期利益金      | 90,722     | 0           |         |         | 12,545    | 1,476,908  | 4,389     |         | 0         |
| 差引当期損失金      |            |             | 28,246  | 26,908  |           |            |           | 1,576   |           |
| 年度末繰越支払準備金   | 1,057,501  | 1,310       |         |         |           |            |           |         |           |
| 年度末長期給付積立金   |            | 221,787,370 |         |         |           |            |           |         |           |
| 年度末資本剰余金     |            |             | 483     | 825,774 | 1,513,693 |            |           |         |           |
| 年度末利益剰余金     | 146,526    |             | 130,058 | 421,833 | 125,098   | 12,477,644 | 1,442,080 | 411,425 |           |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭